

Title	土中入定遺跡と村おこし： 長野県辰野町天龍海喜法印遺跡をめぐって
Sub Title	Under ground contemplation site as material of village revitalization : a case study of Tenryukai-hoin site in Tatsuno-cho, Nagano prefecture
Author	桜井, 準也(Sakurai, Junya)
Publisher	三田史学会
Publication year	2016
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.86, No.1/2 (2016. 6) ,p.171(171)- 185(185)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20160600-0171">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20160600-0171</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 土中入定遺跡と村おこし

——長野県辰野町天龍海喜法印遺跡をめぐる——

### 桜井準也

はじめに

土地の開墾や豪雨に伴う土砂崩れなどで予想していないモノが地中から出現することは、いつの世も奇異で珍奇な体験であり、その出来事は文献に記録され、伝説として後世に語り継がれる。特に、近代になって遺跡や遺物が歴史の中に位置づけられるようになる以前においては、古墳の石室や石棺の出現や不可思議な石器類の発見が多く、文献に記録され、その土地の伝説に結びついて伝承されていった（桜井二〇一一）。また、中世（室町時代）に封土を失った古墳の石室が石神として信仰の対象となったとされる興味深い事例も存在する（尾野二〇〇二）。このように過去の人々にとって遺跡や遺物の発見や開口した古墳の石室の存在が非日常的で神秘的な体

験を引き起こしたと思われるが、これらの事例は過去の遺跡や遺物を当時の人々がどのように認識していたかを知る手がかりとなり、当時の人々の心性について探る契機にもなる。

これに対し、土中入定伝説を伴う塚や遺跡が周囲の人々の関心を惹く存在であったことは容易に想像できる。本稿で紹介する事例は埋蔵文化財として扱われる遺跡ではないが、元禄時代に土中入定があったとされる伝承地であり、文化年間に入定した石室が発見されたという事例である。その発見の経緯やそれが地元民によって祀られたことにより周辺の民衆の信仰心を喚起して参拝客で賑わったという状況は実に興味深いものである。本稿では、本遺跡に関する様々な記述や遺跡の現況について紹介するとともに、この遺跡をめぐる騒動の背景に近世に

おける「村おこし」としての性格が垣間見られることを指摘したい。

### 一 土中入定と即身仏

土中入定はわが国で実際に行われた行為である。ここで「入定」とは「坐禅入定」のように坐禅によって精神を統一して修行を行うことを意味しているが、本来は釈尊の「四禅八定」から出た字句であり、「四禅八定」は釈迦が出家した時に外道の仙人から教えられた修行法であるという(松本一九九三、一七六頁)。そして、中国に伝わった仏教は五十六億七千万年後に弥勒が下生するという弥勒信仰を受容していったが、弥勒の下生を入定して待つということから入定ミイラ(即身仏)が生まれたと考えられている。しかし、次第に弥勒信仰を離れ、高僧は入定して即身仏になるべきものという考え方が生まれていった。これに対し、わが国では当初即身仏は受け入れられず、平安時代末期になって盛行した浄土信仰が真言密教の即身成仏の思想と合体して真言浄土信仰が出現し、即身成仏の実証として即身仏が作られて礼拝された(松本一九九三、二二三頁)。そこで木食行などの苦行のちに行われたのが土中入定であった。生きなが

ら木棺に入り、木棺を土中の石室におろしてもらい息つき竹をたてて埋められるもので、この中で鉦をたたいて読経しながら死んでゆき、三年三カ月後に掘り出されて衣を着せられ厨子に安置され、即身仏として祀られるのである。

わが国の即身仏は、古くは貞治二年(一一三六)に入定したとされる弘智法印(新潟県長岡市西生寺)、近世以降では本明海上人(山形県鶴岡市本明寺)、宥真法印(福島県浅川町貫秀寺)、舜義上人(茨城県桜川市妙法寺)、全海上人(新潟県鹿瀬町観音寺)、心宗行順大行者(長野県阿南町)、忠海上人(山形県酒田市海向寺)、秀快上人(新潟県柏崎市真珠院)、真如海上人(山形県鶴岡市大日坊)、妙心上人(岐阜県揖斐川町横蔵寺)、円明海上人(山形県酒田市海向寺)、鉄門海上人(山形県鶴岡市注連寺)、明海上人(山形県米沢市個人蔵)、明治期では鉄籠海上人(山形県鶴岡市南岳寺)、仏海上人(新潟県村上市観音寺)などがある。このうち土中入定は本明海上人、心宗行順大行者、忠海上人、真如海上人、円明海上人の五例であり、その他の入定方法には地上入定、地上石室内入定、地上石像内入定、地上入滅後埋葬がある。

これに対し、土中入定伝説は、青森県上北郡天間林村の事例、山形県東田川郡立川町狩川の事例、宮城県仙台市五ツ谷の事例、千葉県安房郡江見町波太の事例、東京都目黒の事例、山梨健北巨摩郡高根町西割の事例、長野県北佐久郡五郎兵衛新田村上原の事例、兵庫県神崎郡神崎町の事例など全国各地に分布し、その内容や入定したとされる人物も多様である（内藤一九九、一〇八―一〇九頁）。なお、後述する天龍海喜法印遺跡のある信州は、上諏訪の仏法寺境内墓地、下諏訪の権殿林墓地、上吉田の駒ヶ嶽開山の延命行者、東筑摩郡山形村小坂、片丘村南内田、南安曇郡有明村嵩下、高家村真間部、西穂高村満願寺などの事例があり、土中入定伝説が多い地域とされている。わが国に伝わる行人が入定したとされる行人塚伝説について民俗学的に検討した今井善一郎は、その特質について次のように述べている（今井一九五一、一五二―一五三頁）。

その多くは入定前に何等かの希望（諸民救済の意の）をもち、入定後は又之に応ずる靈験を發する例の多い事を注意す可き事と思ふ。勿論傳説であるから實際の効果は衆人の期待と傳承的心意によつて發生するのかもしれないが、かく待ち望まれる事自体

が行人の一般的あり方であるとも解される。従つて入定者は屢々不動、地藏、薬師等の仏として崇敬されるに至つてゐる。之等の事は名前は佛教のものであるが思考は佛教的とは云へないやうに思はれる。即ち入定者はそのまゝで信仰の当体、対象となるのである。

このように、近世から近代にかけて東日本で実施された土中入定は、諸民救済の目的で実施されたがそれによつて何らかの靈験が生じたとされ、信仰の対象となつていったと考えられる。入定者はそれ自体が信仰の対象、すなわち仏や御神体として扱われたのである。また、行人塚伝説（土中入定伝説）は全国で語り継がれてきたが、佐野文哉・内藤正敏が『日本の即身仏』（佐野・内藤一九六九）の「あとがき」の中で「これらの入定伝説をもつ塚については、実際に土中入定した跡ばかりとはかぎらず、中には単なる塚であつたり、山伏の修業壇であつたりするものもあり、行人や山伏などによつて、のちに伝説が付会されたものもかなりあるものと思われる」と述べているように、土中入定の事実がないのにも関わらず何らか理由で後の世に土中入定伝説が形成された事例も多かつたと推測される。

## 二 天龍海喜法印遺跡に関する記述

### (一) 町村史の記述

長野県辰野町天竜界に所在する天龍海喜法印遺跡(第一図)は、埋蔵文化財という観点からは遺跡と認定されていないが、かつて天龍海喜法印が入定した地として地の文献に登場する。例えば、明治九年(一八七六)時点での調査をまとめた『長野縣町村誌(中南信篇)』(郷土出版社(株)一九八五)の朝日村の「天龍海喜法印遺跡」の項目に次のような説明がある。

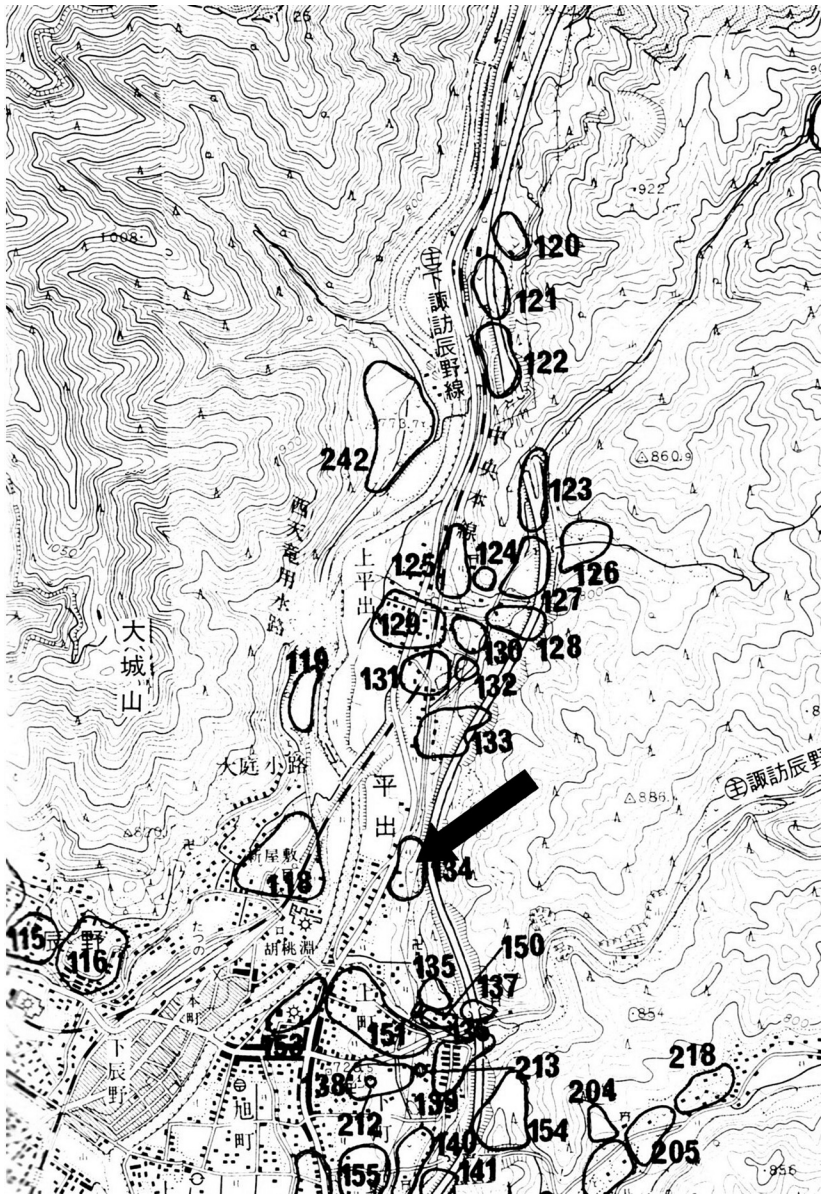
本村の北にあり。伊那街道の百歩の外、一の大樹あり。樹下に石室を疊み、元禄七戌年享年四十八歳にして、自身引導入定の地なり、現今石像二軀を安置す。數十年前に至るまで人民絡繹して望を祈るに、頗る靈顯ありと傳へり。

ここでは天龍海喜法印遺跡が元禄七年(一六九四)に享年四十八歳で天龍海喜法印が入定した地であるとされており、石像(地藏)が二基あり、數十年前まで参拝が絶えず祈ると靈驗があるといわれていたことが記されている。次に、大正十年(一九二二)の八月に上伊那郡において遺跡調査旅行(鳥居一九二五)を実施した考古学

者の鳥居龍藏はその報告書である『先史及原史時代の上伊那』(鳥居一九二六)の中で朝日村の古墳(御陵塚古墳・御社宮司古墳)について述べた際、その註で「天龍海と呼ばれる小石室に似たる構造を有するものが、平出の北方に存在する。元禄年間に構造すと云ふ刻文あり、入口は北西微西に向ひ元内部より骨片を出したと云ふ」(鳥居一九二六、一三四頁)と天龍海喜法印遺跡について触れており、古墳ではないが石室のような構造の遺構があり、元禄年間に築造したとする刻文があることや内部から骨片が出土したことが記されている。

これに対し、『朝日村史』(朝日村史編纂会一九六八)には「天龍界(天龍海)の伝説三つ」として次のような記述がある。

平出の北の町はずれに天竜界といって、櫻の大木があり、その根本に洞穴があり、その中に地藏尊が安置されている。昔どこからともなく一人の老人が杖をたよりに歩いてきたが、この櫻の根本に杖を投げ出して、来し方行末を考えた揚句、終にその洞穴に入つて寂滅しようとした。それがため断食して鉦を叩きながら読経三昧にふけた。はじめの程は道を通る人も不思議に思っていたが、後には馬鹿か気違



第1図 遺跡の位置  
〔辰野町遺跡分布図⑤〕(辰野町誌刊行委員会 1990) に加筆

い位に思っていた。そのうちに鉦の音も次第次第に幽かになって、そのうちに音も聞えなくなったので村人が行つて見ると死んでいた。その後村人が集つて供養のため地藏尊をまつた。今も村人の尊崇が厚く、毎年六月二十五日には祭をして参拝者が多い。

昔上辰野の人が癩病にかかつて如何なる治療をしてもおらないので、四国・西国巡りをしたがなおらなかった。それでついにこの洞穴に入つて鉦を叩いて死んだという。病氣平癒の祈願を叶えてくれるのは、その人が生前病氣で悩まされたから、死後は如何なる病氣もおしてやるといふ遺言であつたからだといふ。

平出の天竜海様の所へ女の乞食がたどりついた。乞食は産み月で今にも子供を生みそうになっていた。その晩木の下で寝ていると、上の方から山の神が馬に乗つて下りてきて、「下の村にお産があるで行かねえか」といった。天竜海様は「今夜はお客がお産するで行かね」と言った。

これらの伝説については、ほぼ同じ記述が『長野県上伊那誌第五卷 民俗篇』(上伊那誌編纂会一九八〇)の

「第十章第二節 伝説」で紹介されている。これらの記述から、天龍海喜法印遺跡がどの者かもわからない老人が入定した地であり村人が集つて供養のため地藏尊を祀つた、あるいはハンセン病(癩病)に罹つた村人が入定した地である、さらには産み月の女の乞食がたどりつたといった伝承が現地に残されていることがわかる。また、毎年六月二十五日に祭があり、その際には参拝者が多いとされているように、天龍海喜法印遺跡は長い間地元で信仰されてきた存在であつた。

## (二)『兎園小説』の記述

これら天龍海喜法印遺跡をめぐる地元の資料に対して、滝澤馬琴(一七六七〜一八四八)が文政八年(一八二五)に編集した随筆集『兎園小説』に天龍海喜法印遺跡に関する記述があり注目される。ここでは馬琴が諏訪出身の下僕から聞いた話として次のような話が収められている。

土定の行者不<sub>レ</sub>死 土中出現の観音

信濃國伊奈郡平井手といふ村に、いと大きな観ありけり。(平井手村は下の諏訪を距ること三里許にあり。内藤家の封内なり)。文化十四年丁丑の秋

のころ、させる風雨もなかりし日に、此木おのづから倒れけり。かくて其うごもち發けし坎の中に、ひとつの石櫃あらはれたり。里人等いぶかりて、みな立よりに見る程に、この石櫃のうちよりして、鈴鐸の音、讀經の聲の漏れてかすかに聞えしかば、人々驚きあやしみて、彼に告げ、これに知らせ、つどいて評議したりける。その時里の翁いはく、むかし天龍海喜法印といふ山伏あり。當時この人の所願によりて、生きながら土定したりと傳へ聞きたる事もぞある。思ふに彼法印は、今なほ土中に死なずやあるらん。是なるべしと云しかば、里人等うべなひて、櫃の上に残りたる土を搔拂ひつゝ、よく見るに、果して歲月名字など彫りつけてあるにより、感嘆敬信せざるものなく、俄に注連を引き遶らし、芦垣をさへ結びなどして、みだりに人を近かづけず。かゝりし程に、近郷の老若男女傳へ聞きて、參詣群集したりしかば、更に又假屋やうのものを修理ひて、線香洗米などを備へ、なを日に増して繁昌しけり。しかれども石櫃をそがまゝにして、戸を開かず、鈴鐸の音、讀經の聲は、月を経れども絶ることなし。その石櫃の上の方に、息ぬきの穴三つ四つあり、その入

土中入定遺跡と村おこし

り口は二重戸にて、第一の戸は開けども、第二の戸は内より鎖したるが、初め開かんとしたれども、得披かれざりければ、その後は里人等も恐れて、いよ／＼聞くことなし。この年の冬ごろまでも、參詣日毎にたえずとぞ。抑この一条は、同年霜月より予が家に来て仕へたる、初太郎といふ僕の云々とかたりしなり。……

文化十四年（一一一七）の秋の頃、突然樺の大木が倒れ、その下から石室（石櫃）があらわれた。その石室（石櫃）からは鈴鐸の音、読經の聲が聞こえるというので大騒ぎになったが村の古老が「むかし天龍海喜法印という山伏があり、所願によつて生きながら土定したと伝え聞いており、その法印が今なお土中に死なずにいるのだらう」と話したという。そこで村人らが櫃の土を搔払つてみると、入定の歲月や名字が刻まれていた。感嘆した村人らは、まわりに注連繩を引きめぐらせ、その年の冬頃まで參詣する人が絶えなかつたというものである。この話は馬琴が取り上げるだけのことはあり奇々怪々な話である。それは暴風雨でもないのに樺の大木が倒れその根元から石室（石櫃）が出現したこと、そしてその中から鈴鐸の音や読經の聲がしており、これが百二十年

一七七（一七七）



ほど前に入定した天龍海喜法印が生きていとされたとなど不可解な内容である。このように実際にはありえない話ではあるが、結果的にこの噂が多くの人を集めたようである。また、注連縄を張りめぐらして芦垣を作って人を近かづけられないようにしたり、石室の入口が二重扉で内側の扉に鎖がかかっていたという状況は遺跡自体が捏造されたものである可能性を窺わせる。

### 三 天龍海喜法印遺跡の現況

遺跡が存在する長野県上伊那郡辰野町は伊那谷の最北部に位置し、中央に天竜川が流れる自然豊かな町である。現地は町の東部平出地区にあり、南北に流れる天竜川の東側約二〇〇メートルの緩斜面上にある。下諏訪に通じる主要地方道である下諏訪辰野線(伊那街道)から直線距離で約七〇メートルの位置にあるが、近世においてこの道は諏訪へ通じる主要道路である岡谷道にあたり、すぐ南には平出宿が存在していた(辰野町誌刊行委員会一九九〇)。また、遺跡は南方に二五〇メートルほど離れた妙雲山高徳寺の所有地となっている。

遺跡を訪れるとまず目につくのが、大きな樗である(写真1)。「辰野町の指定文化財」(辰野町教育委員会一

九九二)によると、天竜界の樗は町の天然記念物に指定されており、樹齢は不明であるが幹囲八・五メートル、高さ約三五メートルで地上一〇メートルのあたりから十数本の太い枝が四方にのび、その枝張りは南北約四〇メートル、東西約三六メートルに達する町内でも屈指の巨樹である<sup>(4)</sup>。石の階段を上すると一対の石燈籠(常夜灯)があり、そこには『兔園小説』の記述通り文化十四年(一一二七)の年号や「妙雲山」、さらには上平出村や辰野村の寄進者名が刻まれている。そして、樗の前に四本柱に支えられた参拝用の拜殿(平成十九年に八二会によって改築)があり、中には「天竜界」の額が設置してある。その奥の樗の根元の空洞部分に石室があるがその前には二本の円柱に支えられた石製の唐破風屋根(幹が成長して屋根の端に食い込んでいる)があり、その前には手水鉢、賽銭箱、蠟燭立てが置かれている。屋根の下には地蔵二体が安置されており(写真2)、その背後には石製の門扉があり、その奥には崩落した天井石と思われる複数の加工石材が見える(写真3)。また、向かって左側の門扉の表面には梵字(𑖀𑖃𑖫𑖞)が刻まれている。

このように、天龍海喜法印遺跡は現在でも地元の人によって祀られており、街道に沿って民家が増えてはい



写真1 遺跡の遠景

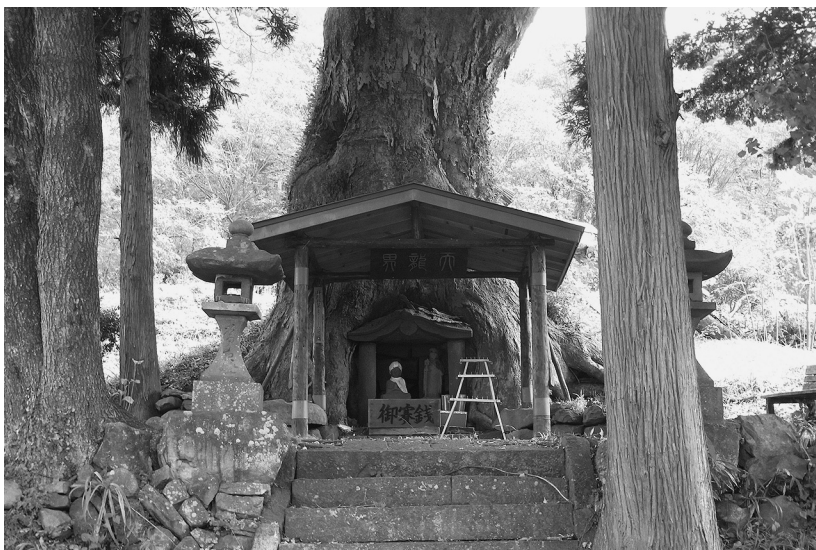


写真2 天龍海喜法印遺跡



写真3 石室入口部分



写真4 石室の門扉

るものの、現地は参拝者で溢れたという今から約二百前の状況と大きく変化していないことがわかる。

#### 四 天龍海喜法印遺跡と村おこし

既に述べたように、『兎園小説』における馬琴の記述を詳細に検討すると奇妙な点が多くみられる。まず、豪雨や強風がなかったにもかかわらず樫が自ら倒れたという記述がある。これについては近世の文献をみると、通常は古墳の石室などが偶然発見される契機として強風や豪雨によって大木が倒れ幹付近に大穴が開き石室や石棺が発見されるという記述が一般的である（桜井二〇一―）。例えば、天保十四年（一八四三）の『駿國雜志』卷二十九に次のような記述がある。

劍 安倍郡志豆機山淺間社山の宮の社前、古墳石門の内にあり。社傳云、明和年中山宮の上に風雨のをり、大木倒れたる事ありしに、其根のあたりには、大なる穴明たるが、内の圍二間四方計りの間、石にて疊み、中央に石櫃あり。豎八尺餘、幅三尺許り、蓋は屋根の如くに造り、蓋の四所の端に、五六寸程宛角の如く出たる所あり。蓋の重さ百人にして持べし。中央に四寸四方計りの穴あり。此穴より竿を内て中

土中入定遺跡と村おこし

を伺に、金にて張たるが如く音あり。又其南の方に石門一所あり。此邊より刀劍の朽身、鞘或は縁頭、角鏡等出たり。此所誰人の墳なるか、何時より爰に在を知者なし云々。……

同様に天保十五年（一八四四）の『尾張名所図会』にも次のような記述がある。

白鳥山陵 名所図会の法持寺の条に載せ置たれど故ありて再びここにあぐ、天保八年八月十四日の大雨暴風に陵の樹木を吹倒し北の山の頂きの樹根のあり地くぼみて大穴あきたる土中に石郭を顕はせり其さま長持の形にて横四五尺豎二間餘深サ五六尺計りあり四面石垣組にして大きな蓋石五枚にて覆へり其内に種々の器物ありしを法持寺の住僧取出し其のちただちに寺社官に言上せしらば御評議のうへ公裁ありてもとの如く器物を石郭中に納め蓋石をのせ土を盛り樹木を植て旧貫に復さしめ……

このように、地中から突然石室や石棺が発見される契機として風雨で大木が倒れるという説明が通常であるのに対し、「風雨もなかりし日に、此木おのづから倒れけり」という説明は珍しく、あたかも樫が倒れたのは天龍海喜法院の意志であるかのような表現である。ただし、

現地を見る限り櫓が横倒しになった形跡はみられない。

次に、石室の中から聞こえる鈴の音や読経の声に対し、村の古老は百五十年ほど前に入定(土中入定)した天龍海喜法院がまだ生きていると語ったというが、当然のことながら荒唐無稽の話である。また、石室の土を払ったところ入定の年月や入定者の名が刻まれていたというが、同じように偶然発見された古墳の石室や石棺に年号などを書き加えるという行為は存在する。例えば、『新編武蔵風土記稿』の「比企郡増尾村」に次のような記述がある。

古墳 村の北にあり、徑り十間、高二三間の塚なり、寛文中坪井次右衛門が當所の御代官たりし時、村民等この塚を切崩して陸田となさんとせしに、右に圖せる如き石室現はれしゆへ、其事半にして止たりしと云、石室の奥行四間許、内法の高さ六尺、幅五尺餘、總て青石を以疊み上げ、又同じ石の五六寸角なるものを柱石となして所々に設けたり、室中入口の左の方に建治四年二月二日と刻す、相傳へて宗尊親王の廟なりとも、又守邦親王の廟なりともいへど共に年代あわず、恐くは別にゆへある貴人の葬穴なるべし、……

寛文年間(一六六一〜七三)に発見された石室の入口に「建治四年二月二日」と刻まれており、被葬者が宗尊親王あるいは守邦親王の廟と噂されていたとされているが、編者は年代が合わないとしている。また、『鬼園小説』にも次のような記述がある。

上野国山田郡吉沢村掘地所見石棺凶 唐金不動尊 ……赤がねの輪一 ……脇差身計 ……御領分上州山田郡吉沢村、学音寺住地百庚申塚有之、百姓菊太郎心願有之、石坂拵度由にて、当三月七日庚申塚へ参り、石集候処、庚申塚東の方少々の畦有之、場所石数多く相見候間、掘出候処、四尺計掘候へば、左右大石にて積立候石棺体之物出、其中より右之品々出申候。これ村役人より領主への届出なり。五月末の事なりとぞ。行智曰、倚依は歸依なり。 ……輪池曰、天平三は辛未なり。天平寶字三は己亥なり。予その搦本を見しに、筆力書式ともにその時代のものとは見えず。疑ふべきなり。行智曰、天正三乙亥なれば、天平は天正の誤写、己亥は乙亥の誤字なるべし。輪池曰、搦本につきて見るに誤字にはあらず。 ……上野国から掘り出された石棺の蓋に「天平三己亥三月」と刻んであったが、年号と干支が合っていないため

論争となっている。これについて輪池は天平三年（「辛未」）は天平寶字三年（「己亥」）のことであり、誤字ではないと主張しているのに対し、行智は「天平」が「天正」、「己亥」が「乙亥」の誤字である主張している。いずれにしろ古墳の石棺に年号が刻まれることはないので、年号は後世に捏造されたものである。

さらに、『兔園小説』の天龍海喜法印遺跡の記述にはこれ以外にも不可解な点がある。それは発見後に注連縄を張り芦垣を作って人を近かづけないようにしたこと、そして石室は入口が二重扉になっており、第一の扉は開けることが出来ても第二の扉は内側から鎖がかかっていたことである。このように石室の内部が窺い知れない状況は、参拝者に内部を覗かれないようにしていたためであると考へざるを得ない。そうなると石室内に誰がいたのか興味深いところである。仮に天龍海喜法印のミイラや遺体が発見されていたならば衣を着せ即身仏として祀られるが、そのような話は伝わっていない。

これに対して、百五十年前に入定した天龍海喜法印が発見され、鈴鐸の音や読経の音が聞こえることから法印が生存しているという噂が流された結果、「……近郷の老若男女傳へ聞きて、参詣群集したりかば、更に又假屋

やうのものを修理ひて、線香洗米などを備へ、なを日に増して繁昌しけり……」と『兔園小説』にあるように近隣の人々がこの噂を聞きつけ多くの民衆が参詣するようになり、参詣客で賑わったとされている。このような状況を総合的に判断すると、これらの一連の出来事は元禄時代にこの地で土中入定したとされる天龍海喜法印を登場させることによって実施された一種の「村おこし」として位置づけることができる。

#### おわりに

筆者が『兔園小説』にある天龍海喜法印遺跡の記述に興味を抱くようになったのは、明治時代末期の横浜鶴見を舞台とした「お穴様」騒動に関する論考をまとめたことが契機であった（桜井二〇〇九）。ここでの「お穴様」騒動とは、明治時代末期に現在の横浜市鶴見区の丘陵部の土取りによって偶然発見された古墳時代後期の横穴墓が「お穴様」という流行神に仕立てられ信仰の対象となり、地元の人々が村おこしの素材として利用したという話である。「お穴様」をめぐる話は、あくまで学問的に検証しようとする考古学者、発掘調査の経過を取材するだけでなく「お穴様」を非科学的な信仰であると批

判した新聞記者、怪しい商売を厳しく取り締まろうとする警察の姿がある一方で、「お穴様」で一儲けしようとする地主や鉄道会社、そして「お穴様」を流行神として信仰する民衆の姿が当時の新聞記事に生き生きと描かれている。また、この騒動によって、近代考古学がわが国で定着しつつあった明治時代末期において、民衆にとつて遺跡はいまだ神秘的な存在であり信仰の対象となっていたことが明らかになった。

これに対し、本稿で取り上げた天龍海喜法印遺跡は、十九世紀前半の信州において、当時信仰の対象であった土中入定遺跡が「村おこし」の素材として利用された可能性を示唆するものである。本事例については、今から約二百年前の出来事ということもあり、地元には伝えられている伝説も様々で一定せず、八年後に編集された『鬼園小説』の記述以外に詳細な情報は得られていない<sup>(6)</sup>。しかしながら、当時は東日本の各地で入定者が信仰の対象となり、その霊験や御利益を求めて多くの人々が参拝した時代であり、土中からの入定者の出現は大いに話題になったことは想像に難くない。また、信州が土中入定伝説が多い地域であることや天龍海喜法印遺跡が伊那街道(岡谷道)のすぐ脇に位置しているという立地条件が参

拝者を増加させたと考えられる。

本事例は寛政年間以降、各地の地誌や名所図会などで紹介された名所・旧跡とは異なり、地中から突然出現した土中入定遺跡が民衆の信仰心を喚起し、「村おこし」に利用された事例として位置づけられる。そして、現在閑静な住宅地となり、もはや過去の出来事となっている「お穴様」とは異なり、天龍海喜法印遺跡は現在でも当時のまま丁寧に祀られている。その信仰は一過性のものではなく天龍海喜法印遺跡は地元の人々によって現在まで継承されているのである。

#### 参考文献

- 朝日村史編纂会 一九六八『朝日村史』  
 今井善一郎 一九五一「行人塚考」『民俗学研究 第二輯』  
 上伊那誌編纂会 一九八〇「第十章第二節 伝説」『長野県上伊那誌第五卷 民俗篇』  
 尾野善裕 二〇〇二「石神」になった古墳の石室―中世信仰関連遺跡発掘記―『考古学フォーラム』一四号  
 郷土出版社 一九八五「天龍海喜法印遺跡」『長野県町村誌《中南信篇》』  
 桜井準也 二〇〇四「遺物の創造力―伝説の生成に関わる遺構・遺物―」慶應義塾大学文学部民族学考古学研究室編『三田の考古学―時空をこえた対話―』六一書房

桜井準也 二〇〇九「明治期における遺跡と民衆―横浜市鶴

見区岩瀬山横穴群（「お穴様」をめぐる）―」『横浜市

歴史博物館紀要』第一三三号

桜井準也 二〇一一『歴史に語られた遺跡・遺物 認識と利

用の系譜』慶應義塾大学出版会

佐野文哉・内藤正敏 一九六九『日本の即身仏』光風社書店

辰野町誌刊行委員会 一九八八『辰野町誌 近現代編』

辰野町誌刊行委員会 一九九〇『辰野町誌 歴史編』

辰野町教育委員会 一九九二『辰野町の指定文化財』

鳥居龍藏 一九二五『有史以前の跡を尋ねて』

鳥居龍藏 一九二六『先史及原史時代の上伊那』古今書院

内藤正敏 一九九九『日本のミイラ信仰』法蔵館

日本ミイラ研究グループ(編) 一九六九『日本ミイラの研

究』平凡社

日本ミイラ研究グループ(編) 一九九三『日本・中国ミイラ

信仰の研究』平凡社

文化庁文化財保護部 一九八三『全国遺跡地図 20 長野県』

松本 昭 一九九三『中国の入定ミイラの研究』日本ミイラ

研究グループ(編)『日本・中国ミイラ信仰の研究』平凡

社

松本 昭 二〇〇二『増補 日本のミイラ伝』臨川書店

## 註

(1) 「辰野町遺跡分布図⑤」『辰野町誌 歴史編』(辰野町

誌刊行委員会一九九〇)には周辺が縄文時代の遺跡「No

134 天竜界遺跡」(石鎌・打製石斧出土)として登録され

土中入定遺跡と村おこし

ている。

(2) 天龍海喜法印遺跡では、昭和三〇年代頃まで祭りが行

われていた。その後祭りは途絶えたが地元で発足した

「二六会」によって昭和五七年(一九八二)に祭りが復活

し、現在では実行委員会によって法要も行われている。

(3) 高德寺は真言宗の寺院で最澄が東国巡化の際に信濃国

に創建した十四寺の一つで、かつては七堂伽藍の壮大な

寺院であったとされている。貞享年間(一六八四〜八

八)に十一世眼明法師によって現在地に移転している。

(4) 二〇一一年一〇月に現地を訪れた際には樗の背後に太

い枝が撤去されることなくまとめて置かれており、その

枝の上にはトタンが掛けられていた。このように、天龍

海喜法印遺跡はその発見からほぼ二百年が経過している

ものの、現地はそのままの状態で整備・保存されている

様子が窺える。

(5) 既に紹介したように、内部から骨片が出土したという

鳥居龍藏の記述があるが(鳥居一九二六)、その真偽は不

明である。

(6) 『兎園小説』の記述には馬琴によって脚色された部分

も含まれている可能性がある。